

令和 2 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市外部監査契約に基づく監査に関する条例	<p>1 中核市移行に伴い、外部監査契約に基づく監査について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容            (1) 包括外部監査人が監査することができるものに関する規定            (2) 個別外部監査契約に基づく監査を請求等できる場合に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 2 号	松本市保健所条例	<p>1 中核市移行に伴う保健所の設置について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容            名称及び位置            松本市保健所            松本市大字島立1020番地</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 3 号	松本市専属の薬剤師を配置すべき診療所の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、専属の薬剤師を配置すべき診療所の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容            専属の薬剤師を配置すべき診療所の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 4 号	松本市興行場法施行条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、興行場法の施行について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容            (1) 構造設備の基準に関する規定            (2) 衛生に必要な措置の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>

第 5 号	松本市旅館業法施行条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、旅館業法の施行について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 換気等の衛生に必要な措置の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 6 号	松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 普通公衆浴場の設置場所の配置の基準に関する規定</p> <p>(2) 普通公衆浴場の構造設備の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 7 号	松本市理容師法施行条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、理容師法の施行について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 理容業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置に関する規定</p> <p>(2) 理容所について講ずべき衛生上必要な措置に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 8 号	松本市美容師法施行条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、美容師法の施行について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 美容業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置に関する規定</p> <p>(2) 美容所について講ずべき衛生上必要な措置に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 9 号	松本市クリーニング業法施行条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、クリーニング業法の施行について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) クリーニング所において講ずべき一般的措置に関する規定</p> <p>(2) 洗濯物の処理を行う施設における措置に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>

第 1 0 号	松本市食品衛生法施行条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、食品衛生法の施行について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 食品衛生検査施設の設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 食品取扱施設における衛生管理の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 1 号	松本市食肉衛生検査所条例	<p>1 中核市移行に伴う食肉衛生検査所の設置について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>名称及び位置</p> <p>松本市食肉衛生検査所</p> <p>松本市大字島内9 8 3 9 番地</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 2 号	松本市一般と畜場の構造設備の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、一般と畜場の構造設備の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>一般と畜場の構造設備の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 3 号	松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、廃棄物の適正な処理に関する規制等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 廃棄物の保管等の基準に関する規定</p> <p>(2) 再生利用業者の指定の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 4 号	松本市民生委員の定数を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、民生委員の定数を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>民生委員の定数 5 4 4 人</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>

第 1 5 号	松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件に関する規定</p> <p>(2) 指定居宅介護の人員の基準に関する規定</p> <p>(3) 指定療養介護の人員の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 6 号	松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 療養介護の設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 生活介護の設備の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 7 号	松本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 指定に係る申請者の要件に関する規定</p> <p>(2) 人員の基準に関する規定</p> <p>(3) 設備の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 8 号	松本市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、障害者支援施設の設備及び運営の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 運営の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 1 9 号	松本市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 運営の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>

第20号	松本市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、福祉ホームの設備及び運営の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 運営の基準に関する規定</p> <p>3 施行 3.4.1</p>
第21号	松本市保護施設の設備及び運営の基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、保護施設の設備及び運営の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 構造設備の一般原則に関する規定</p> <p>(2) 救護施設が有しなければならない規模に関する規定</p> <p>3 施行 3.4.1</p>
第22号	松本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 養護老人ホームの設備の基準に関する規定</p> <p>(2) サテライト型養護老人ホームの運営の基準に関する規定</p> <p>3 施行 3.4.1</p>
第23号	松本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの設備の基準に関する規定</p> <p>(2) ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準に関する規定</p> <p>3 施行 3.4.1</p>
第24号	松本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 介護医療院の人員の基準に関する規定</p> <p>(2) ユニット型介護医療院の施設の基準に関する規定</p> <p>3 施行 3.4.1</p>

第 2 5 号	松本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 介護老人保健施設の人員の基準に関する規定</p> <p>(2) ユニット型介護老人保健施設の施設の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 2 6 号	松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 介護予防訪問入浴介護の人員の基準に関する規定</p> <p>(2) 介護予防訪問介護の人員の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 2 7 号	松本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設の人員の基準に関する規定</p> <p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 2 8 号	松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 訪問介護の人員の基準に関する規定</p> <p>(2) 訪問入浴介護の人員の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 2 9 号	松本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 運営の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>

第 3 0 号	松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 児童発達支援の人員の基準に関する規定</p> <p>(2) 放課後等デイサービスの設備の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 3 1 号	松本市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 助産施設の設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 母子生活支援施設の運営の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 3 2 号	松本市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 設備の基準に関する規定</p> <p>(2) 運営の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>
第 3 3 号	松本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	<p>1 中核市移行による県からの事務権限の移譲に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 職員の資格に関する規定</p> <p>(2) 施設設備に関する規定</p> <p>3 施 行 3. 4. 1</p>

第 3 4 号	松本市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	1 食品衛生法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定の整理 3 施 行 3. 6. 1
第 3 5 号	松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例	1 地方税法の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正内容 用語の整理 3 施 行 3. 1. 1
第 3 6 号	松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 所得税法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 保険税の減額に係る規定の見直し 3 施 行 3. 1. 1
第 3 7 号	松本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1 地方税法の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正内容 用語の整理 3 施 行 3. 1. 1
第 3 8 号	松本市市道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例	1 地方税法の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正内容 用語の整理 3 施 行 3. 1. 1



第 3 9 号	松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例の一部を改正する条例	1 市街化調整区域への適用範囲の拡大に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 適用の範囲 市街化区域の狭あい道路 → 都市計画区域の狭あい道路 (2) 適用の除外に関する規定の整理 3 施 行 3. 4. 1
第 4 0 号	松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	1 地方税法の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正内容 用語の整理 3 施 行 3. 1. 1
第 4 1 号 . 第 4 2 号	令和 2 年度補正予算	令和 2 年度一般会計補正予算 令和 2 年度企業会計補正予算
第 4 3 号	市有財産の取得について (松本都市計画道路 3・2・1 2 号内環状北線整備事業用地)	1 松本都市計画道路 3・2・1 2 号内環状北線整備事業用地として大手 3 丁目及び城西 2 丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 277.24 m <sup>2</sup> 3 取得金額 2,256 万 1,781 円 4 相手方 二木 信吉 外 1 社及び 1 人
第 4 4 号	市有財産の譲渡について (七嵐農業加工施設)	1 七嵐農業加工施設を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 木造平家建 延 72.24 m <sup>2</sup> 3 相手方 七嵐町会

第 4 5 号	市有財産の譲渡について (氷室集落センター用地)	1 氷室集落センター用地を無償譲渡するもの 2 譲渡面積 1,000.72 m <sup>2</sup> 3 相手方 氷室第一町会 氷室第二町会
第 4 6 号	市有財産の譲渡について (旧梓川村消防団第 1 2 分団詰所)	1 旧梓川村消防団第 1 2 分団詰所を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 (1) 建物 木造 2 階建 延 53.65 m <sup>2</sup> (2) 土地 75.65 m <sup>2</sup> 3 相手方 氷室第一町会 氷室第二町会
第 4 7 号	市有財産の譲渡について (井刈地区多目的集会所)	1 井刈地区多目的集会所を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 木造平家建 延 165.60 m <sup>2</sup> 3 相手方 井刈町会
第 4 8 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 3 路線 3 認定延長 211.87m
第 4 9 号	新市建設計画の変更について	1 合併市町村に係る地方債の特例を有効に活用し、将来の健全な財政運営に資するため、新市建設計画の計画の期間等を変更するもの 2 変更する計画 (1) 松本市・四賀村新市建設計画 (2) 松本西部新市建設計画 3 変更の主な内容 計画の期間 平成 1 7 年度 ( 2 0 0 5 年度 ) から平成 3 2 年度 ( 2 0 2 0 年度 ) までの 1 6 年間 → 平成 1 7 年度 ( 2 0 0 5 年度 ) から令和 7 年度 ( 2 0 2 5 年度 ) までの 2 1 年間

第50号	公の施設の指定管理者の指定について（市民プール外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 市民プール (2) 市民変形プール (3) 沢村市民プール 3 指定管理者に指定するもの スポーツプラザ報徳グループ 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 31
第51号	公の施設の指定管理者の指定について（野球場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 野球場 3 指定管理者に指定するもの 信州グリーン・シミズオクトグループ 4 指定期間 3. 4. 1～5. 3. 31
第52号	公の施設の指定管理者の指定について（総合社会福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 総合社会福祉センター 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 31
第53号	公の施設の指定管理者の指定について（心身障害児通園施設「しいのみ学園」）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 心身障害児通園施設「しいのみ学園」 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 31
第54号	公の施設の指定管理者の指定について（美鈴湖もりの国）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美鈴湖もりの国 3 指定管理者に指定するもの (株)柳沢林業 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 31

第 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（大原クラインガルテン 外 2 施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 大原クラインガルテン (2) 神谷クラインガルテン (3) 入山クラインガルテン 3 指定管理者に指定するもの ながわ楽農倶楽部管理組合 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 3 1
第 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（波田農産物加工販売施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 波田農産物加工販売施設 3 指定管理者に指定するもの 波田みはらし味の会 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 3 1
第 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（波田特産品直売所）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 波田特産品直売所 3 指定管理者に指定するもの 松本市波田商工会 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 3 1
第 5 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（いがやレクリエーションランド）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 いがやレクリエーションランド 3 指定管理者に指定するもの 共同体乗鞍時間 4 指定期間 3. 4. 1～8. 3. 3 1
第 5 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（白骨温泉公共野天風呂）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 白骨温泉公共野天風呂 3 指定管理者に指定するもの 白骨温泉公共野天風呂湯守の会 4 指定期間 3. 4. 1～6. 3. 3 1

## 2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 1 件  
ア 道路事故にかかわるもの